

# 一宮町内会規約

平成13年4月15日制定

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一宮町内会（以下町内会）と称する。

(目的)

第2条 本町内会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設等の維持管理
- (4) 会員相互の福祉及び親睦を増進し、もって地域社会の発展向上を図る。

(区域)

第3条 本町内会の区域は、別表の区域とする。

(事務所)

第4条 本町内会の事務所は岡山市一宮~~の~~番地（一宮公会堂）に置く。

## 第2章 会員

(会員)

第5条 本町内会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で

- (1) 本町内会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。
- (2) 本町内会は前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なく、これを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したもものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合
- (3) 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときはその資格を喪失する。

## 第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 本町内会に次の役員を置く。

(1) 会 長	1 名
(2) 副 会 長	8 名以内
(3) 会 計	1 名
(4) 運 営 理 事	5 名以内
(5) 理 事	若干名
(6) 事 業 部 長	4 名
(7) 事業部副部長	若干名
(9) 監 事	2 名

(役員を選任)

第 10 条 会長は総会において会員中より選任する。但し、総会後会長が副会長、監事、会計を委嘱することができる。尚、本町内会の執行部は、会長・副会長・会計・運営理事とする。

運営理事は、執行部において会員中より選任し、会長が委嘱する。

理事は、第 3 条別表の各地区において会員中より選任し、会長が委嘱する。

事業部長、事業部副部長は、理事会において会員中より選任し、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第 11 条 会長は、本町内会を代表し、会務を総理するとともに市政広報との連絡協議、町内会の広報、学区内諸団体、諸官庁との連絡調整事項を遂行する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は、会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 運営理事は、本町内会の行う事業について審議し、各部の事業を遂行する。

4 事業部長は、本町内会の事業について計画し、理事会に諮り、それを遂行する。

5 事業部副部長は、部長を補佐し、部長事故あるときはその職務を代行する。

6 会計は、本町内会の経理に関する事項を遂行する。

7 監事は、本町内会の会計及び資産の状況を監査するとともにこれを総会に報告する。

(役員の仕事)

第 12 条 役員の仕事は 1 年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の仕事は前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任満了の後においても後任者の就任するまでは、その職務を遂行しなければならない。

## 第4章 総会

### (総会の種別)

第13条 本町内会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

### (総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

### (総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本町内会の運営に関する重要な事項を議決する。

### (総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の五分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第7項の規定により監事から開催の請求があったとき。

### (総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに、日時場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

### (総会の議長)

第18条 総会の議長は、会長これに当たる。

### (総会の定足数)

第19条 総会は、会員の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

### (総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (会員の議決権)

第21条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

### (総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第 19 条及び第 20 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 23 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2人以上 が署名押印しなければならない。

## 第 5 章 役員会

(役員会の構成)

第 24 条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第 25 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第 26 条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員  $\frac{3}{10}$  以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から 10 日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第 27 条 役員会の議長は、会長がこれに当る。

(役員会の定足数等)

第 28 条 役員会には第 19 条、第 20 条、第 22 条及び第 23 条の規定を準用する。この場合にお

いて、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(役員会の種別及び審議事項等)

第29条 役員会は、次に示す理事会、事業部会とする。

- (1) 理事会は、本町内会の執行部及び理事をもって構成し、本町内会の運営につき必要な事項を審議する。
- (2) 理事会は、原則として毎月1回、事業部会は必要の都度招集する。
- (3) 事業部会は、本町内会の執行部及び理事、事業部長、事業部副部長をもって構成し、その都度本町内会の事業計画並びに、その実施について審議する。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 本町内会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第31条 本町内会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決により、これを定める。

(財産の管理)

第32条 本町内会の財産の管理は、別に定める「一宮町有財産に関する特別規定」及び、「一宮公会堂特別会計規定」による。

(資産の処分)

第33条 本町内会の資産で、第30条第1号に掲げるもののうち、別に総会で定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において3分の2以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第34条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(町内会費)

第35条 本町内会の会費の額は総会において定める。

(財産の受益)

第 36 条 本町内会の会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

- 2 会員が、本町内会から脱退又は、会員の資格を喪失することがあっても、財産の分配を請求することはできない。

(事業計画及び予算)

第 37 条 本町内会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、予算が議決される日までの間は、前年度予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 38 条 本町内会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後 3 月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 39 条 本町内会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

## 第 7 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 40 条 この規約は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、岡山市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解 散)

第 41 条 本会は、地方自治法第 260 条の 2 第 15 号において準用する民法第 68 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並に第 2 項の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 42 条 本町内会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第 8 章 雑 則

(細 則)

第 43 条 本町内会の会務を遂行するため必要な細則は、理事会の議を経て別に定める。

(顧 問)

第 44 条 本町内会に顧問を置くことができる。顧問は、理事会の議を経て会長が委嘱する。顧問は会議に出席して意見を述べることができる。

(備付帳簿及び書類)

第 45 条 本町内会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿、書類を備えておかなければならない。

付 則

この規約は、平成 13 年 4 月 15 日より施行する。